

## 第 1 回 浮島校区統合検証委員会

■日時：令和 3 年 6 月 1 4 日（月） 書面会議

■場所：

### 1 協議事項

- ( 1 ) 小学校統合後の協議体制について ー資料 1
- ( 2 ) 城島小学校の緊急時児童引き渡しについて ー資料 2
- ( 3 ) スクールバス見守り・安全体制構築支援事業補助金について  
て  
ー資料 3

### 2 報告事項 ー資料 4

- ( 1 ) 4 月 2 3 日（金）下田校区・浮島校区保護者説明会について

### 3 その他

事務局：久留米市教育委員会 学校教育課  
電話：0942-30-9217 FAX:0942-30-9719  
メール：gakkyo@city.kurume.fukuoka.jp

浮島校区統合検証委員会 委員名簿

区分	氏名	所属
保護者	鈴木 由紀	城島小学校 PTA 副会長
〃	鐘ヶ江 利浩	城島小学校 PTA
〃	元根 圭介	城島小学校 PTA
地域住民	森崎 直樹	浮島校区コミュニティ振興会 会長
〃	渡邊 信孝	浮島校区コミュニティ振興会 副会長
〃	江島 由威子	浮島校区コミュニティ振興会 副会長
学校職員	原田 敏男	城島小学校 校長
その他	秦 美樹	久留米市教育委員会 部長
〃	松野 誠彦	城島総合支所 支所長

# 小学校統合後の協議体制について

## ◆小学校統合検証委員会について

- 令和3年度は小学校統合後の検証や統合に伴う新たな課題等について協議するための委員会を城島校区、下田校区、浮島校区にそれぞれ設置します。
- 委員会は学期ごとに定例的に開催し、また協議すべき事項がある場合は状況に応じて開催します。
- 3校区で協議すべき事項がある場合は、合同の連絡会を開催します。



=組織イメージ図=

城島小学校統合検証委員会 連絡会

城島校区  
小学校統合検証委員会

【構成】  
保護者代表、地域代表  
+  
校長、市、市教委

下田校区  
小学校統合検証委員会

【構成】  
保護者代表、地域代表  
+  
校長、市、市教委

浮島校区  
小学校統合検証委員会

【構成】  
保護者代表、地域代表  
+  
校長、市、市教委

### 【各校区小学校統合検証委員会の構成メンバー】

保護者の代表（3名程度） 地域の代表（3名程度） 城島小学校（校長）  
市（城島総合支所長） 市教育委員会（教育部長）



## ◆保護者会や小学校跡地活用等検討委員会について

- スクールバスの運行など統合後の小学校に関する事項は、随時、校区ごとや合同の保護者会、またPTA役員会などで協議し、必要に応じて各校区検証委員会で報告、情報共有します。
- 下田校区、浮島校区では小学校の跡地活用等を検討するための小学校跡地活用等検討委員会を開催します。
- 地域の各種団体の活動で統合後の調整等が必要な事項は、市と関係団体等で協議し、小学校跡地活用等検討委員会及び各校区検証委員会で各所管部局が報告、情報共有します。

## 小学校統合検証委員会等設置要綱

## (目的及び設置)

第1条 この要綱は、久留米市立下田小学校・浮島小学校・城島小学校の統合に伴い、統合後の検証や統合に伴う新たな課題等について協議するため、各校区に設置する小学校統合検証委員会（以下「検証委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (協議事項等)

第2条 検証委員会は、次の事項について検証、協議する。

- (1) 小学校統合後の学校づくりに関すること
- (2) 児童の通学に関すること
- (3) その他

## (組織)

第3条 検証委員会は、9名以内の委員をもって組織する。

- 2 検証委員会に、会長1名、副会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は検証委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

## (委員及び任期)

第4条 前条の委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 保護者
  - (2) 地域住民
  - (3) 小学校の教職員
  - (4) その他市長が必要と認めるもの
- 2 委員に欠員が生じた場合は、補充委員を選任することができる。
  - 3 委員の任期は、任命又は委嘱された年度の3月31日までとする。ただし、補充委員の任期は前任者の残任期間とする。
  - 4 委員は、再任されることができる。

## (会議)

第5条 検証委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 委員（会長及び副会長を含む。）の2分の1以上の出席があれば、会議を開くことができる。
- 3 会長が必要と認めるときは、委員以外のものの出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

## (連絡会)

第6条 検証委員会における協議状況の確認や、合同で実施するものについて

の協議等を行うため、小学校統合検証委員会連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

- 2 連絡会は、各検証委員会の委員で構成する。
- 3 連絡会には、協議の内容によって次に掲げる部会を設けることができるものとし、その構成員は、連絡会の委員の中から選出する。
  - (1) 保護者代表者連絡会
  - (2) 地域代表者連絡会
- 4 連絡会には、会長1名、副会長2名を置き、各検証委員会委員の2分の1の出席があれば、会議を開くことができる。
- 5 前項に定めるもののほか、会長等の選出や役割等については、第3条第3項及び第4項並びに第5条第1項及び第3項の規定を準用する。

（謝金）

- 第7条 第4条第1項第1号及び第2号に掲げる委員については、検証委員会及び連絡会の開催1回につき1,031円を支払う。
- 2 第4条第1項第4号に掲げる委員に対する謝金の支払については、市長がその都度定める。

（事務局）

第8条 検証委員会並びに連絡会の事務局は、久留米市教育部に置く。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、検証委員会又は連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が検証委員会又は連絡会に諮って定める。

附 則

（施行期間）

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

令和3年度  
城島小学校  
緊急時児童引き渡

資料2



例えば・・・  
自然災害発生  
大雨・洪水などによる避難指示  
近隣での凶悪事件の発生など

学校



家庭



情報発信

情報受信

ただし、震度5以上の地震時は、メールがなくても自動的に引き渡しを行います

※いらかメールの事前登録をお願いします！

子ども・教職員

教職員の指示で、児童は安全な場所に避難する。  
・引き渡しの流れについて確認する。  
・城島地区の児童は、体育館で迎えが来るのを待つ。兄弟姉妹児は、長子の学年で待つ  
・下田地区、浮島地区の児童は、体育館集合後バスで各校区のコミセンに移動し、そこで保護者の迎えを待つ。  
職員は、引き渡しカードを持って、コミセンまで引く。

保護者

家族間で連絡を取り合い、  
・引き取り者の決定  
・引き取り後の動き  
について話し合い確認する。

災害時は、電話がかかりにくかったり、不通とあります。事前の登録をおすすめ

〈留意点〉  
・引き渡しカードに記入した引き取り者のいずれかが迎えに行く。  
・それ以外の者が迎えに行く場合は保護者が学校（城島地区）、公用携帯（下田地区・浮島地区）へ電話連絡す

ダブルチェックで引き渡し  
(教職員)

- ①引き渡しカードでチェック
- ②児童本人へチェック  
例)「この方はどなたですか？」  
→「お父さんです」など

※一致しない場合は、身分証を提示

※ 迎えが来ない児童は、学校、下田・浮島コミセンで保護し、再度、保護者へ連絡する。

通学路の安全を確認しながら

〈留意点〉  
・家族以外の引き取り者は身分証明書を持参する。(運転免許証や保険証など)  
・やむを得ず車で来校する場合は、城島地区は町民の森に、下田・浮島地区は各コミセン駐車場に駐車する。  
・城島地区は混雑が予想されるので、出入口は南門、体育館へは靴を持って学童側から入り、校舎側に出る。

## 趣旨

これまで徒歩により通学していた下田校区や浮島校区の児童が、**小学校統合後もスクールバスで安全・安心して通学できるように、新たな見守り・安全体制を構築していくための取組を支援**します。

## スクールバス通学児童見守り・安全体制構築支援事業補助金

### <概要>

- 小学校統合後のスクールバス通学児童の安全・安心の確保のため、見守り・安全体制を構築していくことを目的とした活動や安全グッズの購入に必要な経費について、市が補助金を交付するもの。

### <補助額>

- 年間30万円

### <補助対象経費>

- 見守り・安全体制を構築していくために必要となる経費

### 【補助対象経費の例】

- ・ 児童のスクールバス乗降の確認や見守りなどの活動を行う人材への謝金
- ・ 人材の配置、調整などを行うリーダーやコーディネーターへの謝金
- ・ 会議を開催するための経費（会場使用料など）
- ・ 事業実施に必要な消耗品費の購入（ビブス、横断旗、反射板などの安全グッズや事務用品の購入など）
- ・ スマートフォンの配備に係る費用（端末購入費、通信費。[例] LINEのグループビデオ通話機能を活用してスクールバス車内の様子を確認するなど）
- ・ 「ツイタもん」(\*)の有料オプション機能を利用（月額440円）

\*ツイタもん・・・NPO法人が運営する児童見守り安心システムで、久留米市では城島小をはじめ各校のPTAが加入しています。加入すると学校の各校門に防犯カメラが設置され、児童が持つICタグにより校門の通過情報が記録されます。また、保護者が有料オプション機能の申込をすると登録したメールアドレス（6個まで）に通過情報が送信されます。城島小のバス発着場横の校門にも本システムが設置されます。

### <補助金交付対象団体>

- P T A 組織などの公共的団体

### <事業期間>

- 令和3年度（学校統合後の初年度）の単年度事業

## 事業スキーム

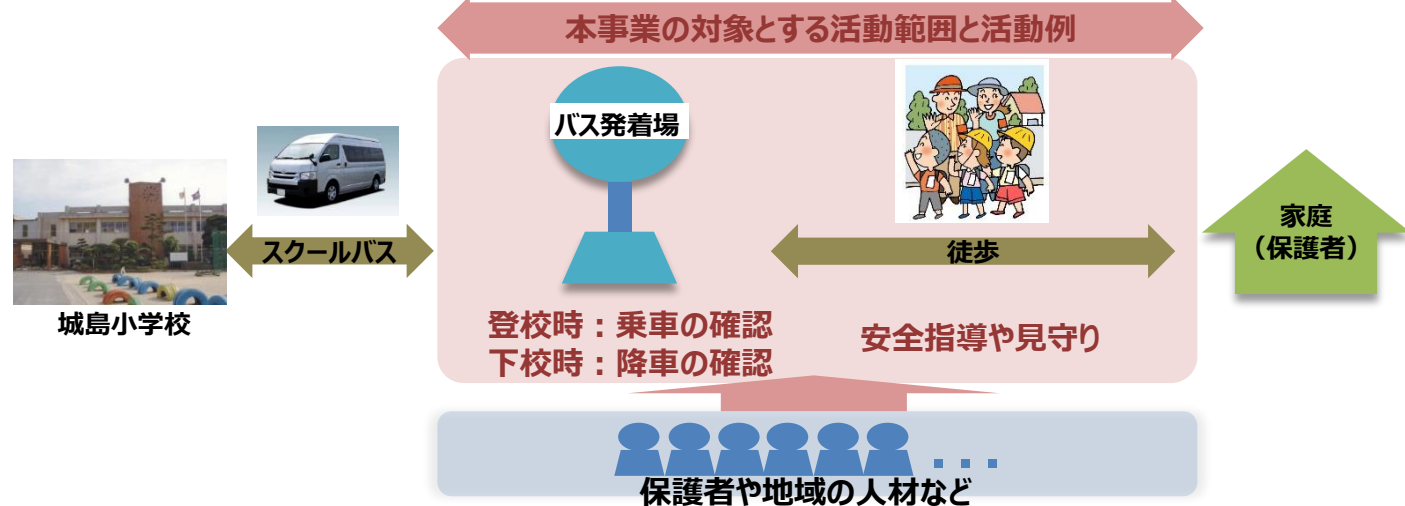
見守り・安全体制の構築に向けた事業計画を立案

補助金の交付申請・交付

見守り・安全体制の構築に向けた活動実施

実績報告書の作成

⇒ 協議会（保護者・地域・学校・市教委）で課題を整理し次年度に向けた対応を協議



## 下田校区・浮島校区保護者説明会

- 日時：令和3年4月23日（金） 19：30～
- 場所：城島小学校ランチルーム

### 1 はじめに

### 2 報告事項

- 4月12日（月）発生の事案について

### 3 連絡事項

#### （1）スクールバスの運行について

- 下田3号車（黄□）の登校時における発車時刻について
- 城島小学校グラウンドぬかるみ対策について
- 城島小学校発着場の雨天時の乗降について
- 大雨時など早期下校となった場合の対応について

### 4 その他

- 今後の協議体制等について

事務局：久留米市教育委員会 学校教育課  
電話：0942-30-9217 FAX:0942-30-9719  
メール：gakkyo@city.kurume.fukuoka.jp



## スクールバス降車場所の誤りについて

令和3年4月12日（月）に下校時のスクールバス運行において、誤った発着場で児童を降車させるという事案が発生いたしました。本案件につきまして、市教育委員会とスクールバス運行を受託している有限会社みづま観光バスより以下の通りご報告いたします。

### 1 事案の概要

- ・令和3年4月12日（月）11:40、下田校区行きのスクールバスに1年生2名が乗車し、城島小学校を出発しました。
- ・バスの後方から城島事務所の職員が1年生の下校指導のため随行しました。
- ・下田大橋西で運行スケジュール通り1名が降車しました。
- ・午前11時50分頃、本来であれば芦塚公民館駐車場前に停車すべきところを、誤って中小路防火水槽前で1名を降車させました。
- ・児童には下校指導の職員が付き、芦塚公民館から自宅までの下校指導をする予定であったため、地図上の芦塚公民館を探しました。
- ・保護者より、バス会社宛に子供がまだ戻っていない旨電話が入りました。
- ・運転手が帰社。保護者と話し、降車場所を誤っていた事が判明しました。
- ・運転手が直ちに降車場所に向かいましたが、見つからず本社に連絡しました。
- ・本社より芦塚公民館に行く様にとの指示を受け直ちに向かいました。
- ・職員と児童を目撃した方が児童の保護者の連絡先をご存じであったため、連絡していただきました。
- ・運転手が芦塚公民館付近で、児童と保護者、城島事務所の職員の3名と合流しました。
- ・市教育委員会に保護者から連絡が入り、そこで事案の事実を把握しました。

### 2 原因

- ・運転手は下校時のスクールバス名簿を確認し運行することとしていますが、一人目の降車場所が下田大橋西であった為、次の発着場は、登校時の3号車の運行ルートと同じ場所であると運転手が思い込んでいました。

### **3 再発防止策**

今後、このような事案が発生しないよう、市教育委員会とバス会社は、再発防止策を徹底いたします。

#### **(1) 運行前の確認・チェック体制の強化**

- ① 運転手が当日の「運行計画図」(別紙1)を作成し、バス会社の運行管理者がチェックします。【新たに実施】
- ② バス会社の運行前の点呼・確認(運行場所、時間、人数)等を午後も実施します。【確認回数を増】

#### **(2) 運行ルートの確認強化**

- ① 運転手が作成した「運行計画図」(別紙1)を車内の見やすい所に備え付けます。【新たに実施】
- ② 「スクールバス名簿」(別紙2)を各車両別に作成します。【既存様式を見直し】

#### **(3) 降車児童・場所の確認強化**

- ① 「スクールバス名簿」に発着場所のチェック欄を設け、降車時に降車場所や人数を確認します。【既存様式を見直し】【新たに実施】
- ② 児童に利用する発着場ごと(色別)の「スクールバス乗車証」(別紙3)を交付します。【新たに実施】

#### **(4) その他**

- ① 事案発生の際には、その都度、運転手からバス会社に報告・連絡を密に行うよう再確認します。
- ② バス会社・学校・市教育委員会の3者の連絡を密に行い素早い対応を図ります。
- ③ 事案発生の際には、運転手間でも情報共有し他の運転手への注意喚起も徹底します。
- ④ 下校指導を行う職員にスクールバス運行体制についての周知・徹底を図ります。

※上記の再発防止策は、今回事案が発生した下田校区だけではなく、浮島校区でも同様に取り組みます。

乗車日  
 ( 月 日 曜日)  
 運転手名 ( )  
 記入項目  
 (順路番号)  
 (到着時間)

芦塚北のお堂前  
 順番  
 時間  
 :

芦塚公民館  
 順番  
 時間  
 :

下田校区  
 コミュニティセンター  
 順番  
 時間  
 :

下田小学校

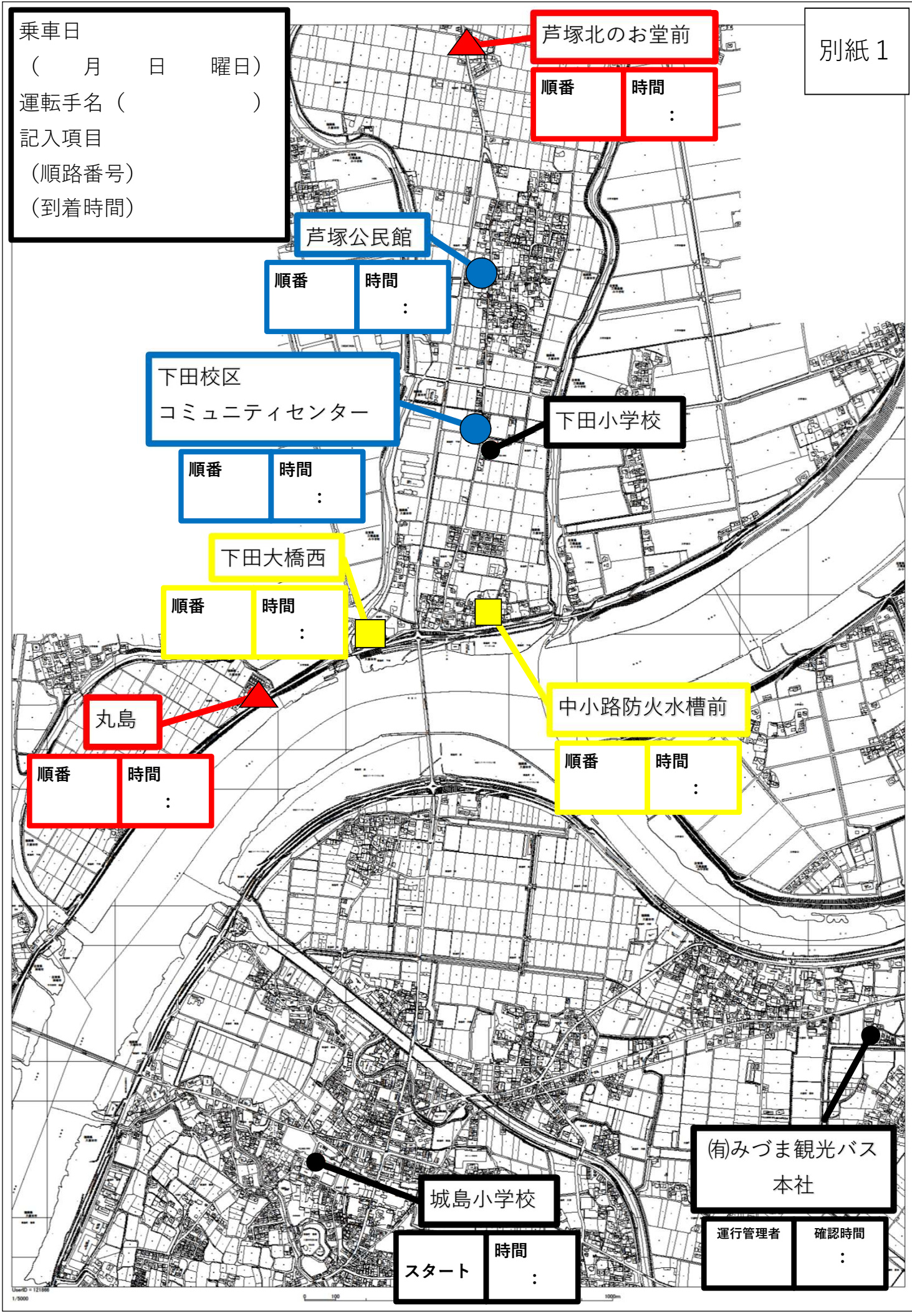
下田大橋西  
 順番  
 時間  
 :

中小路防火水槽前  
 順番  
 時間  
 :

丸島  
 順番  
 時間  
 :

(有)みづま観光バス  
 本社  
 運行管理者  
 確認時間  
 :

城島小学校  
 スタート  
 時間  
 :



## 下校時スクールバス名簿

久留米市立城島小学校							
令和3年4月分				令和3年4月 日 ( ) 天気			
運転手 氏名 ( )				号車名		号車	
下校時刻 13:30				時 分 着			
発着場	チェック <input checked="" type="checkbox"/>	乗車マーク	時間	学年	氏名	出欠	車内状況
下田大橋西 (2名) <input type="checkbox"/>		黄□2	13:50				3号車 (9名)
中小路防火水槽前 (7名) <input type="checkbox"/>		黄□1	13:55				
乗車人数				計	9名		
乗車しなかった人数							名
合計							名
備考							

スクールバス乗車証（案）



※ランドセルの右側につけて頂くイメージです。

スクールバス乗車証【おもて】



スクールバス乗車証【うら】

